その他事業収益	△ 5,401,267		
財務収益	△ 4,831,388		
雑益	△ 90,682,693	△ 15,692,071,961	
業務費用合計			12,362,049,276
引当外賞与見積額	51,548,205		51,548,205
引当外退職給付増加見積額	199,173,210		199,173,210
機会費用			
政府出資の機会費用	4,896,450		4,896,450
行政サービス実施コスト			12,617,667,141

（法人単位）

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。

1．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは、被援助者の訴訟代理費用等の立替及び回収が主となる業務の性質上、中期計画及びこれを具体化する年度計画等において、業務の実施と運営費交付金財源との対応関係を示し又は業務の実施と運営費交付金財源とを期間的に対応させることが困難であるためです。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２年～18年

工具器具備品　２年～15年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．賞与引当金

（一般勘定）

役職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除した額を計上しております。

（国選弁護人確保業務勘定）

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に負担すべき額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

（一般勘定）

国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第125号等において明らかな職員について、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

上記以外の職員の退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金に係る債務については、事業年度末に在籍する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除した額を計上しております。

（国選弁護人確保業務勘定）

国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第125号等において明らかな職員について、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額のうち、退職一時金に係る債務については、事業年度末に在籍する役職員について、当期末の退職給付見積額から前期末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積相当額を控除した額を計上しております。

上記以外の職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務を計上しております。また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に費用処理することとしております。

5．貸倒引当金の計上基準

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6．たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による低価法を採用しております。

7．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成22年３月末利回りを参考に1.395%で計算しております。

8．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（法人単位）

注記事項

1．区分経理関係

総合法律支援法第四十三条に基づき、同法第三十条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務（国選弁護人確保業務勘定）に係る経理と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。

2．貸借対照表関係

⑴　引当外賞与引当金の見積額に関する注記

運営費交付金で財源措置されている職員の賞与引当金の見積額は、226,832,980円であります。

⑵　引当外退職給付引当金の見積額に関する注記

国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第125号等において明らかな職員並びに運営費交付金で財源措置されている職員の退職給付引当金の見積額は、1,241,558,807円であります。